

定 款

昭和31年 4月30日議 定－同年10月10日許可
昭和32年 5月23日一部変更－同年 8月 1日認可
昭和35年 4月28日一部変更－同年 6月17日認可
昭和39年 5月21日一部変更－同年 6月27日認可
昭和40年11月17日一部変更－同年12月22日認可
昭和41年 5月17日一部変更－同年 6月 1日認可
昭和44年 5月22日一部変更－同年 6月12日認可
昭和46年 5月28日一部変更－同年 7月 1日認可
昭和51年 5月25日一部変更－同年11月15日認可
平成 3年 5月16日一部変更－同年 6月 1日認可
平成 5年 5月20日一部変更－同年 5月31日認可
平成 9年 3月28日一部変更－同年 4月10日認可
平成15年 5月22日一部変更－同年 6月19日許可

社団法人 日本船用工業会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目15番16号（海洋船舶ビル）

電 話 03-3502-2041

FAX 03-3591-2206

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本船用工業会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、船舶用機関及び船舶用品の製造等の事業（以下「船用工業」という。）の
進歩発達を図り、もって我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 船用工業の経営の改善及び技術の向上に関すること
- (2) 船用工業に関する内外における調査並びに資料及び情報の収集整理
- (3) 船用工業に関する諸外国との交流及び協調
- (4) 船用工業の設備の近代化・合理化のためのリース
- (5) 船用工業に関する内外における広報及び宣伝
- (6) 船用工業に係る技術者の養成
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、普通会员をもって民法上の社員とする。

(1) 普通会员

船用工業を営み、本会の目的に賛同して入会した法人、個人又はそれらの団体

(2) 賛助会員

本会の事業を賛助するために入会した法人又はその他の団体

(入 会)

第6条 本会の会員として入会しようとする者は、文書をもって会長に申込み、理事会の承認を得なければならない。

2 会員の資格を取得する時期は、入会金を納入し、会員名簿に登録されたときとする。

3 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（入会金及び会費）

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の権利）

第8条 会員はすべて平等の権利を有する。ただし賛助会員は、表決権及び役員に選任される資格を有しない。

（会員の資格喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散し、若しくは破産したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

（退 会）

第10条 会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

（除 名）

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において普通会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規約又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

理 事 50名以上55名以内
監 事 2名又は3名

2 理事のうち、1名を会長、6名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において普通会員(法人又は団体にあつては、指定代表者)の中から選任する。ただし、理事のうち5名以内及び監事のうち1名以内を普通会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を経済産業大臣及び国土交通大臣(以下「主務大臣」という。)に届け出なければならない。

5 監事に異動があつたときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の常務を分掌する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は主務大臣に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2カ年目の通常総会の日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠及び増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 第14条第1項本文の規定により就任した役員がその任期中に指定代表者でなくなったときは、届出のあった後任の指定代表者は、理事会の承認を得て、前任者に代わって役員となることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは総会において普通会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(最高顧問)

第19条 本会に、最高顧問1名を置くことができる。

2 最高顧問は、本会に多大な功労がある者の中から総会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 最高顧問は、本会の重要な業務について、会長の諮問に応ずる。

4 最高顧問には、第18条の規定を準用する。この場合において、規定中「役員」とあるのは「最高顧問」と読み替えるものとする。

(顧問)

第20条 本会に、顧問15名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、第16条第1項及び第18条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第4章 総 会

(種 別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、普通会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 普通会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招 集)

第25条 総会は、第15条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集しようとするときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに普通会員に通知しなければならない。ただし、その通知をした後に緊急を要する審議事項が生じたときは、会長は、これを総会に付議することができる。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席普通会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、普通会员の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 28 条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した普通会员の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 29 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない普通会员は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の普通会员を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その普通会员は出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 普通会员の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名及び捺印しなければならない。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 前項第3号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(開催)

第33条 理事会は毎年2回以上開催する。

2 理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、第15条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

4 監事、最高顧問及び顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第36条 理事会については、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「普通会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第37条 本会に評議員を置く。

2 評議員は、総会の議決に基づき、普通会員の中から50名以上60名以内(うち、25

名以内を常任評議員とする。)を選任し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員及び役員は、相互に兼ねることができない。

4 評議員には第16条から第18条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会及び常任評議員会)

第38条 評議員会は評議員をもって構成し、本会の運営に関し会長の諮問に応じて評議し、意見を述べる。

2 常任評議員会は常任評議員をもって構成し、会長の諮問に応じ、本会の運営に関する重要事項について、評議し、意見を述べる。

3 評議員会及び常任評議員会は、会長が招集する。

4 評議員会及び常任評議員会の議長は、評議員会及び常任評議員会において互選する。

5 前各項に定めるもののほか、評議員会及び常任評議員会の運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 委員会

(委員会)

第39条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第40条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第41条 本会の財産は、基金及び普通財産とする。

2 基金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基金とすることを指定して寄附された財産

(2) 総会において普通財産から基金に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基金以外の財産とする。

(財産の管理)

第42条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(基金の処分の制限)

第43条 基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会において出席普通会員の3分の2以上の議決を経、かつ、主務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第44条 本会の経費は、普通財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第45条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度開始前に会長が作成し、総会において出席普通会員の3分の2以上の議決を経て、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席普通会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に主務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、

2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第48条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席普通会員の3分の2以上の議決を経、かつ、主務大臣に届け出なければならない。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において普通会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第51条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において普通会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第52条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において普通会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第53条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び評議員の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (9) 理事、監事及び評議員の履歴書
- (10) 職員の名簿及び履歴書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第11章 補 則

(細 則)

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則(平成15年5月22日)

この定款の一部変更は、主務大臣の認可のあった日(平成15年6月19日)から施行する。